

両立支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1、計画期間 平成24年1月1日～平成28年12月31日までの5年間

2、内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、
雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産
一時金や育児中の社会保険料免除制度等の周知

<対策>

- 平成24年1月～ 法に基づく諸制度の調査及び周知

合同会社 swordlief

平成23年12月9日